

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における入院患者の褥瘡対策に関し必要な事項を定める。

(褥瘡対策医師等)

第2条 本院に、基本診療料の施設基準等に係る届出に必要な褥瘡対策の専任医師及び専任看護師（以下「褥瘡対策医師等」という。）を置く。

2 褥瘡対策医師等は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 各病棟医長
- (2) 集中治療部副部長
- (3) 皮膚科又は形成外科の医師 若干人
- (4) 各病棟等の褥瘡予防担当看護師
- (5) 看護師（前号の者を除く。） 若干人

3 前項第3号から第5号の褥瘡対策医師等は、病院長が指名する。

(褥瘡管理者)

第3条 基本診療料の施設基準等に係る届出に必要な専従の褥瘡管理者は、当該施設基準等に定められた要件を満たす看護師のうちから病院長が指名する。

(褥瘡管理者の任務)

第4条 褥瘡管理者の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 褥瘡専任者及び褥瘡対策チームと連携の上、褥瘡ハイリスク患者ケア加算に係る施設基準に定める褥瘡予防及び管理が難しく重点的な褥瘡ケアが必要な患者（以下「褥瘡ハイリスク患者」という。）の褥瘡リスクアセスメントを行う。
- (2) 褥瘡リスクアセスメントに基づき、褥瘡ハイリスク患者について、主治医、看護師その他の関係する職員と共同で、褥瘡の発生予防等に関する予防治療計画を個別に立案する。
- (3) 予防治療計画に基づく重点的な褥瘡ケアを継続して実施し、その評価を行う。
- (4) 褥瘡専任者、主治医及び褥瘡対策チームと連携の上、院内の褥瘡発生状況の把握及び報告を含む総合的な褥瘡管理対策を行う。

(褥瘡専任者)

第5条 本院に、各病棟等における褥瘡対策を計画し、及び実施するため、褥瘡専任者を置く。

2 褥瘡専任者は、褥瘡対策医師等のうち、第2条第2項第1号、第2号及び第4号に規定する者をもって充てる。

(褥瘡専任者の任務)

第6条 褥瘡専任者の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 日常生活の自立度が低い入院患者について褥瘡対策に関する診療計画書を作成し、そのうち褥瘡患者については、別に定める褥瘡経過評価表を作成する。
- (2) 障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保険福祉部長通知）に基づき、褥瘡患者の日常生活における自立度の判定を行う。
- (3) 褥瘡ハイリスク患者について、第1号の規定にかかわらず、別に定める褥瘡リスクアセスメント票・褥瘡予防治療計画書（ハイリスク用）を作成の上、褥瘡管理者に報告する。

(褥瘡専任者の皮膚科への対診)

第7条 褥瘡専任者は、必要と認めるときには、皮膚科に対し、該当する患者の診療を依頼するものとする。

(褥瘡対策チーム)

第8条 入院患者に係る褥瘡予防と治療の向上のため、本院に褥瘡対策チームを置く。

(褥瘡対策チームの構成)

第9条 褥瘡対策チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 皮膚科又は形成外科の医師 若干人
- (2) 看護師 若干人
- (3) 理学療法士 1人
- (4) 管理栄養士 若干人
- (5) その他病院長が必要と認める者

2 前項各号に規定する構成員は、病院長が指名する。

3 褥瘡対策チームにチーム長を置き、第1項第1号の構成員のうちから病院長が指名する。

4 第1項第1号及び第2号の委員には、第2条第2項第3号及び第5号に規定する褥瘡対策医師等が含まれるものとする。

(褥瘡対策チームの任務)

第10条 褥瘡対策チームは、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) 褥瘡対策の企画・立案に関すること。
- (2) 褥瘡に対する各部署への指導及び助言に関すること。
- (3) カンファレンス(褥瘡ハイリスク患者を含む。)に関すること。
- (4) 褥瘡対策チームにおける会議に関すること。
- (5) その他褥瘡対策に関すること。

(褥瘡対策に関する協議)

第11条 褥瘡対策について、協議する必要がある場合は、皮膚科長、看護部長、褥瘡管理者、褥瘡専任者及び褥瘡対策チームにより協議するものとする。

(褥瘡対策チーム会議)

第12条 本院の褥瘡対策に関する事項を審議するため、褥瘡対策チーム会議を置く。

(褥瘡対策チーム会議の審議事項)

第13条 褥瘡対策チーム会議は、第10条各号に掲げる事項について審議する。

(褥瘡対策チーム会議の構成)

第14条 褥瘡対策チーム会議は、第9条第1項各号に掲げる者を持って構成する。

2 褥瘡対策チーム会議に議長を置き、褥瘡対策チーム長をもって充てる。

3 議長は、褥瘡対策チーム会議を招集し、その議長となる。

4 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、議長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

5 構成員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 欠員を生じた場合の補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(褥瘡対策チーム会議の議事)

第15条 褥瘡対策チーム会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、臨時に会議を招集することができる。

2 褥瘡対策チーム会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 3 褥瘡対策チーム会議の議事は、会議に出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(褥瘡対策チーム会議の議事の特例)

- 第16条 前条第2項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより褥瘡対策チーム会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。
- 2 前項の議事については、前条第3項の規定を準用する。この場合において、「出席した構成員」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について構成員が出席して開催される次の褥瘡対策チーム会議において報告しなければならない。

(褥瘡対策チーム会議の代理出席)

- 第17条 議長は、構成員が都合により出席できないときは、構成員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(構成員以外の者の出席)

- 第18条 議長が褥瘡対策に関し必要と認めるときは、構成員以外の職員を褥瘡対策チーム会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

- 第19条 褥瘡対策に関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

- 第20条 この細則に定めるもののほか、褥瘡対策に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 第2条第1項に規定する褥瘡管理者、第5条第1項及び第8条第1項に規定する構成員は、この細則の施行日の前日に褥瘡管理者及び構成員として指名されているものをもって充てる。
- 3 大分大学医学部附属病院褥瘡対策要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成27年医学部附属病院細則第4－12号）

この細則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第4－25号）

この細則は、平成28年10月26日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4－5号）

この細則は、令和3年7月29日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4－15号）

この細則は、令和5年1月1日から施行する。